

最低応札価格者が複数となった場合の対応について

最低価格で応札した者（以下「当該入札者」という）が複数となった場合、開札後直ちにくじを実施し、審査順位を決定します。

- ①当該入札者が立ち会っている場合は当該入札者がくじを引くこととします。その際、本人確認のため、名刺等の身分証を掲示して頂きます。
- ②当該入札者の使用人等が立ち会っている場合、当該入札者に代わり、その者が当該入札者のくじを引くこととします。その際、本人確認のため、名刺等の身分証を掲示して頂きます。（委任状等は必要ございません。）
- ③当該入札者又はその使用人等が立ち会っていない場合、建築工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・郵送方式）実施要領第19条第6号の規定により、入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

なお、くじ引きはまず予備抽選を行って、本抽選のくじ順を決定した後、本抽選を実施します。予備抽選のくじ順は入札書等の到着順とします。

また本抽選にて審査順位が1位となった者の事後審査の結果、公告内の要件を満たさないと判断した場合、本抽選の次順位者を審査対象とします。